

## 連帯保証人に関する事務処理基準

### 1 連帯保証人の資格について（旧条例第 14 条関係）

連帯保証人は入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、所得税の課税所得者である者及び制限行為能力者（制限行為能力者とは、未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人（保証をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。）をいう。）又は破産者でない者とする。

### 2 連帯保証人の資格を証明する書類について

(1) 「連帯保証人が課税所得者であることを証明する書類」は、様式 1 とし、連帯保証人が署名するものとする。

(2) 「制限行為能力者又は破産者でない者」を証明する書類は、様式 1 により、上記 (1) の所得の証明と併せて行うこととする。

(3) 様式 1 に、連帯保証人の住民票、健康保険証（写）、運転免許証（写）等のいずれか本人確認を行うことができる書類を添付する。

### 3 連帯保証人を廃止する場合について

連帯保証人を廃止する場合は、様式 2 により届け出るものとする。

#### 附 則

この基準は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。なお、従前の「連帯保証人に関する事務処理基準」は、廃止する。

#### 附 則

1 この基準は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

#### 附 則

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

#### 附 則

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

#### 附 則

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

(様式1)

年 月 日

## 連帯保証人資格申告書

神奈川県住宅営繕事務所長 殿

(連帯保証人)

住所

氏名 (署名)

次のとおり、連帯保証人の資格があることを申告いたします。

- 1 継続した収入があり、所得税の課税所得者です。
- 2 制限行為能力者又は破産者ではない者です。

添付書類

連帯保証人の本人確認ができるいずれかの書類

(連帯保証人の住民票、健康保険証のコピー、運転免許証の写し等)

(様式2)

年 月 日

## 連帯保証人廃止届

神奈川県住宅営繕事務所長 殿

住宅の名称 \_\_\_\_\_

住宅の番号 \_\_\_\_\_

入居名義人氏名 (署名)

\_\_\_\_\_

次の連帯保証人を廃止することを届け出ます。

連帯保証人氏名 \_\_\_\_\_

連帯保証人氏名 \_\_\_\_\_